

をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

委員より、非核都市宣言をという陳情・請願が繰り返し出されているのは、それだけその願いが強いことのあらわれと思う。全国で千百を超す自治体で非核都市宣言を行っている。宣言を行い平和祈念事業を、そういうものを施行する団体すべてと共催するのが当市のとるべき方向と思うので、採択してほしいとの意見がありました。

委員より、昭和四十五年の世界平和都市宣言、昭和五十六年の非核三原則堅持に関する意見書の提出も行っており、市民はこの宣言、意見書にのっとって世界平和運動を進めているわけであり、同内容の宣言をする必要は全くなく、不採択としてほしいとの意見がありました。

また委員より、平和都市宣言を行っており、非核三原則堅持の意見書を出しているからこそ、ここで非核都市宣言をするのは誇り高いことであって恥じることはない。宣言をすることで、平和は何かということを考える。今まで我々がやってきたことを市民に示すチャンスだと考える。そうした意味からも採択すべきだと思うとの意見がありました。

後、起立により採決いたしましたところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君)

以上で委員長の報告は終わりました。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。八番林田 武君。

(八番 林田 武君登壇)

○八番(林田 武君)

陳情第六十三一六号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書に対して、反対の立場から

御意見を申し上げます。

この陳情書と同内容の陳情書は、前議会においては昭和六十一年六月、九月、十二月、六十三年三月と提出され、さらに昨年四月の福生市議会議員選挙後の今議会におきましても、六十二年六月、九月、六十三年三月、そしてこの六月定例会と毎議会のように提出され、そのたびに総務委員会において不採択、本会議で否決され、福生市議会において一定の意思決定がなされていることは御承知のとおりであります。

理由は、福生市においては、昭和四十五年十二月二十一日、世界平和都市宣言市となり、福生市議会においては、昭和五十六年六月一日、非核三原則堅持に関する意見書、さらに五十七年三月二十七日には核兵器前面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書が出され、福生市民が平和を願い、核兵器の脅威から人類を守ろう、戦争を防止しようというものであり、まさに陳情と同じ意図のものであります。

私ども福生市民は、世界平和都市宣言をもとに核兵器の廃絶を訴えてまいりました。その一つが福生市役所内にある平和像であり、非核三原則の堅持を訴えた平和塔であります。私ども福生市民は、着実に非核平和を進めているわけであります。

したがって、私ども福生市民は、世界平和都市宣言を土台として、陳情者の意図するところは十分に行っているわけでありまして、加えて宣言をしなければならないという必要はありません。

以上のことを申し上げまして、反対意見といたします。(拍手)

○議長(村尾栄次君)

次に、賛成者十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 陳情第六十三一六号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書について賛成討論をいたします。

核戦争を阻止、核兵器廃絶、ふるさとを核戦争の戦場にさせるな、核兵器のない平和なまちをと願い、日本の多くの地域で核戦争を食い止め、核兵器の廃絶を求める国民的な運動が力強く広がっています。自治体でも核兵器のない平和なまちにしようと宣言する運動が全国各地で起き、一九八一年にはわずか六自治体であった非核都市宣言は、今日千二百自治体に迫る勢いがあります。自治体数において三分の一を超え、そこに住む住民は六千八百万人に達し、

日本の人口の過半数をはるかに超えております。まさに非核都市宣言は、だれも押しとどめることのできない大きな流れになってきています。

また核兵器廃絶を世界に向けて訴えた広島・長崎からのアピールへの署名運動も、三年余の間に日本国内で既に三千万人に達しようとしていますし、全世界での十億人署名実現に向けて今世界各地で取り組まれ、力強く前進しているところでもあります。こうした全世界での核兵器廃絶をとの運動の中で、一部分とはいえ核を削減する歴史上初めてのINF全廃条約が結ばれました。

しかし、全世界に五万発の核兵器が貯蔵されていると言われる今日、なお一層の運動が求められています。また、その一方では、依然として核兵器にしがみつ়勢力も必至であり、これら勢力を孤立させ、なお一層運動を大きく前進させていかなければならないと思います。

そのためにも、地方自治体として非核都市宣言をまず初めに行って、核兵器廃絶に向けて当市も力強く踏み出そうではありませんか。いつまでも非核都市宣言をあれこれの理由をつけてする必要はないんだといって宣言を拒否し続けるならば、それは結局、核兵器にしがみつ়勢力を喜ばすだけの何物でもありません。私は、福生市が最後の非核都市宣言市となるようなことがないよう心から願わずにはおれません。

また、きょう六月二十三日は、現行日米安保条約発効二十八周年の日に当たります。この条約のもとに横田基地を初め、全国に百余の基地が置かれ、アメリカの核戦略に深く組み込まれ、今日は核戦場下の危険にさらされているわけでございます。

こうしたことを思うときに、当陳情書の掲げております三項目、一つ、横田基地におけるあらゆる核兵器、核攻撃を任務とする部隊、核攻撃指令通信施設の配備、訓練の禁止と撤去を求める。二つ、横田基地の夜間騒音、軍用機の市街地上空飛行を禁止し、平和な福生市をつくる。三つ、広島・長崎の被爆の実像を広く市民に知らせ、核兵器完全禁止の実現を目指す。こうした三項目の内容を含めた非核・平和都市宣言をという願いは、まことに的を射たものであると私は思います。

皆さんの賢明な御判断をもちまして、当陳情書が採択されますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の賛成討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第六十三―六号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十三―六号は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立少数であります。よって陳情第六十三―六号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第八議案第四十三号福生中央排水区（二号幹線）S―六十三その一工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第四十三号福生中央排水区（二号幹線）S―六十三その一工事請負契約につきまして、その内容を説明申し上げます。

本件は、福生市公共下水道計画に基づきます福生中央排水区のうち、熊川、内出及び南地区の面積約四十一ヘクタールの区域の雨水を排除するための幹線管渠の整備でございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく提案申し上げます。

それでは本工事の概要につきまして説明を申し上げます。なお別添で案内図をつけておりますので、御参照をちょうだいしたいと思います。

本工事の施行区間は、熊川南一三四番地先の下の川を下流地点といたしまして、熊川住宅内を通りまして熊川団地前信号交差点までの延長四百五十六・八メートルで、工法といたしましては、推進工法で施行するものでござい

て、管渠の内径としましては千六百五十ミリメートルから千八百ミリメートルでございます。そのほか人孔を六カ所築造しようとするものでございます。

次に契約の關係について説明申し上げます。

契約の關係につきましては、本議案に記載のとおりでございます。契約の目的が福生中央排水区（二号幹線）S一六十三その一工事、それから契約の方法といたしましては、本工事が予定価格三億円を超えますので、中小企業にします受注機会の増進を図るための要綱の規定に基づきまして、共同企業体方式で発注をいたしております。これによりまする指名競争入札による契約でございます。契約の金額といたしましては三億五百万円と相なっております。

なお、この入札結果につきましては裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に供していただきますというふう存じます。

次に工期でございますが、契約確定の日から昭和六十四年三月二十日となっております。契約の相手方は、東京都文京区後楽二丁目二番八号、五洋・田村建設共同企業体、代表者が東京都文京区後楽二丁目二番八号、五洋建設株式会社、取締役社長水野廉平、それと東京都福生市志茂一六一番地、田村建設工業株式会社、代表取締役田村洋一郎でございます。

以上、まことに雑駁でございましたが、慎重御審議を賜りまして原案御確定くださるようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 一回の入札で落札が決まっているわけですが、一番例えば、落札したのが五洋・田村で三億五百万、それから次にそれに一番近い額を見ますと、次のページにある飛鳥・島田ですよね、三億九百万、この二つの入札については大体四百万ぐらいしか差がないんですね。ですから大体全体の工費からいけば一・五%ぐらい、二%にならないぐらいの差しかないわけですよ。

現実には、これぐらいの僅差しかないような入札のときにも、一回で入札が済んじゃうのかなというところがあります。して、入札の回数の基準みたいなものは、どこかにあるんですか。

それは、つまり今、多分その三億五百万というのは恐らく、つまり施行側の市の方の予定額に非常に近かったということは当然なんですけれども、それにしてもわずかに四百万の差でしょう、つまり三億の工事ですね。その微妙な差があったぐらいのときに、つまり何%以内ぐらいの差であれば一回の入札だとか、そういうような基準は持っているわけですか。そのところを伺いたいです。

○総務部長（浅見裕康君） 一応、落札の決定の方法としましては、一応予定価格がございます。それを下回っている限りは、一応落札を一度で終わるわけです。なおかつ、その最低の額の札を入れた業者と契約と、こういうような方法でございます。予定価格を下回った時点において、その契約のための入札というのは一応終わるということでございます。例えば三億という金額を予定価格と設定しまして、十社入札をしますと、四社か五社がその予定価格を下回っております。その中のさらに最低の札を入れた業者が落札すると、こういう方法をとっております。

したがって、二回、三回を重ねて入札を行う場合には、その予定価格にまだ全社が達していない場合に行うと、こういう方法をとっております。以上でございます。

— 244 —

○十三番（遠藤洋一君） 要するに簡単に言えば基準額で十円でも安い業者に落ちるんだということだと思ふんですね。ところで、そうしますと例えば、金額は全然必要ないんですけれども、今回の入札の中で、基準額を実際には上回っていたという業者はあるんですか。あるか、ないかです。何社で幾らかは聞かないから……。

○総務部長（浅見裕康君） 今、入札調書を持っておりません。持ってきますからちょっとお待ちください。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十分 休憩

午前十一時六分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（浅見裕康君） 非常におくれまして、申しわけありません。

— 243 —

今回の入札におきます企業体の、十企業体でございますけれども、その中で九企業体が予定価格を上回っております、一社だけが、いわゆる予定価格を下回ったと、こんな実情でございます。

○十一番（松山 清君） 参考までにちょっと二、三お聞きしておきたいんですが、一つは、もう一度この際、いわゆる共同企業体にする場合には、例えば金額では大体どのぐらいのものから共同企業体という形での入札にしているのか。

それから、もう一度お伝えしたいんですが、なぜ共同企業体にするのかということについて、この際、もう一つお聞かせいただきたいと思ひます。

それから過去五年間ぐらい、本当はもっと長期間でもいいんですが、いわゆる共同企業体の形での入札を諮ったのは何件ぐらいあるのか。そうした中で、落札した企業が当然あるわけですが、大手企業はともかく、いわゆるパートナーとなった中小企業の会社というのは、何社ぐらいになっているのか。私が聞こうとしていることは、いわゆるこの共同企業体によって、いわゆる中小業者が入札に参加できますけれども、いざ落札、これは落札の結果だからそういうふうにいるに決まるわけですが、何社ぐらいがそういう落札の幸運に恵まれたのかですね、中小建設業者が。その辺をちょっとお聞きしたいなと思つたんですが……。

○総務部長（浅見裕康君） お答えします。

まず企業体を組む基準でございますけれども、現在、私どもで内部の要綱でやっております、土木建築工事については三億円以上の場合と、ただ道路舗装については、特に金額が相当余り上がりませんものですから八千万以上と、こういうふうになっております。それから設備工事については五千万円以上、それから備品購入については二千万円以上と、この区分をして一応実施しております。

共同企業体を組む理由としましては、先ほど申しましたように、いわゆる中小企業の受注機会を増大すると、こういった意味で一応やっております。それともう一つは、いわゆる大手の企業、そういったものの技術的なもの、そういったものも一応吸収して、何というんですか、技術的にもある程度充実した企業になっていただきたいと、こういった期待的なものも含まれております。

それから、あと企業体をもって入札した議案についての件数でございますけれども、五年間ぐらい、ちょっと全議案

を一応調べる必要がございますので、ちょっと今はっきりした数字は持っておりませんので、後日、申しわけありませんけれど、調査した後、御報告を申し上げたいと思ひます。——済みません。申しわけありません。今、調べ終わつたようでございまして、それじゃあ申し上げます。

まず五十九年の六月の定例会で屋外運動場、これは飛島・村尾でございます。これが三億二千三百万ということで一応なっております。それから六十一年十一月十八日、無線放送、これは松下・宮崎ということで一億円でございます。それから六十二年一月二十九日、熊川体育館、飛島・田村ということで三億二千五百二十万と、この三つが過去五年間における企業体を組んだ発注の経過でございます。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。
これより議案第四十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よつて議案第四十三号は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第九諮問第一号人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、諮問第一号につきまして提案理由と内容の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たりましては、人権擁護委員法の定めにより議会の御同意を得まして法務大臣に推薦することになっております。当市には、人権擁護委員の方は三名おられます。このうち宇佐見良時氏は、三期九年間にわたつてお務めをいただいておりますが、本年十一月十四日をもって任期が参るわけでございます。大変熱心にお励みをいただき感謝しておるところでございますけれども、辞任の御意思が固うございまして、後任といたしまして

は、福生市大字熊川二〇番地にお住まいの服部照親氏を推薦したいと存じております。

服部氏は人格、識見ともにすぐれた方でございまして、履歴書にもございますとおり、長年、東京都教育委員会社会教育主事を務められた方で、お人柄からも人権擁護という職務に最もふさわしい方であると存じますので、本案を御提案申し上げる次第でございます。

よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げ、説明いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより諮問第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、諮問どおり異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって諮問第一号は、諮問どおり異議ない旨答申することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十諮問第二号人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、諮問第二号につきまして提案理由と内容の説明を申し上げます。

人権擁護委員の榎本良秀氏には、五期十五年にわたってお務めいただいておりますが、本年十一月十四日をもって任期が参るわけでございます。長年にわたり大変御熱心に御指導いただき感謝しておるところでございますが、これ

また辞任の御意思が固うございまして、後任といたしましては、福生市大字福生四八七番地にお住まいの井上久彌氏を推薦したいと存じます。

井上氏は人格、識見ともにすぐれた方でございまして、履歴書にもございますとおり、株式会社関東高島屋に勤められた後、現在、井上商事株式会社取締役社長をなさっておられる、お人柄からも人権擁護という職務に最もふさわしい方であろうかと存じますので、本案を御提案申し上げる次第でございます。

前案と同様、御同意をいただきましたならば、法務大臣にその旨推薦申し上げたいと存じます。

よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより諮問第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、諮問どおり異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって諮問第二号は、諮問どおり異議ない旨答申することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十一閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生両委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件申し出のうち、陳情第六十三一七号及び陳情第六十三一八号については、申し出のとおり閉会中の継続審査と

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾米次君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六十三―七号及び陳情第六十三―八号の二件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(村尾米次君) 本五件は、両委員会において起立により閉会中の継続審査となっておりますので、起立によって採決いたします。本五件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾米次君) 起立多数であります。よって本五件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。(「異議なし」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(村尾米次君) 日程第十二特定事件の継続調査についてを議題といたします。

○議長(村尾米次君) 委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾米次君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(村尾米次君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちて昭和六十三年第二回福生市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時十九分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

議員

議員

議員

村尾米次
田村保雄
東田正治

福総庶彙第千百十四号

昭和六十三年六月二十日

福生市長 石川 彌八郎 (印)

福生市議会議長

村尾栄次殿

追加議案の送付について

昭和六十三年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

議案第四十三号 福生中央排水区（二号幹線）S一六十三その一工事請負契約

二 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

三 諮問第二号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第二十八号 下水道事業の事務の委託について

二 委員会付託年月日 昭和六十三年六月十三日（第二回福生市議会定例会）

三 委員会開会年月日 昭和六十三年六月十四日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和六十三年六月十四日

建設委員会

委員長 在原 博

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第三十一号 昭和六十三年年度福生市一般会計補正予算

(第一号)(歳入及び歳出予算のうち総務
委員会所管分)

二 委員会付託年月日 昭和六十三年六月十三日(第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会年月日 昭和六十三年六月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和六十三年六月十七日

総務委員会

委員長 村 野 和 一郎

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名

議案第三十一号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算

(第一号) (歳出予算のうち建設委員会所管分)

二 委員会付託年月日

昭和六十三年六月十三日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会年月日

昭和六十三年六月十四日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。
右のとおり報告いたします。

昭和六十三年六月十四日

建設委員会

委員長 在原 博

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿